

怒りの感情制御における一方的表出と怒りの所在との関連についての検討

1230461 坂本龍太

指導教員 三船恒裕

研究背景

これまでの研究では感情制御方略を作成し、様々な条件で分析が行われている。特に怒りの感情制御は大きく表出、非表出に焦点が当てられてきた。しかし、怒りの感情制御方略と怒りを発生させた責任の所在の違いとの繋がりにはあまり検討されていない。そこで本研究では、怒りの発端の責任の違いを条件間に置き、怒りの責任の所在の違いと方略選択とそれに付随する関係性の評価と自己評価に関連があるかを検討する。

研究目的

怒りの制御方略における怒りの一方的表出に着目し、その怒りを経験した際における発端の責任の違いを条件間に置き調査することが本研究の目的である。

2つの仮説を立て、仮説1では怒りの発端の責任を自分とした場合、一方的表出は選択方略に関する評価に対して負の効果を示す。仮説2では怒りの発端の責任を相手とした場合、一方的表出は選択方略に関する評価に対して正の効果を示す、とした。

調査・分析方法

参加者はランサーズで募集され、クアルトリクスで作成されたアンケートに回答した。実験デザインは2条件（自責条件/他責条件）とし、提示順をランダムにした。各条件で自由記述にてその条件に沿った過去の怒りの経験を鮮明に想起してもらい、その出来事を対象とし質問に回答させた。従属変数を関係性評価、方略選択に対する自己評価とし、独立変数を被験者の性別、相手の性別、性別組み合わせ、方略の尺度得点とした重回帰分析を行った。

分析結果

自責条件と他責条件の2条件と関係性評価、自己評価について重回帰分析を行ったところ、有意な効果は見られず仮説1, 2は支持されなかった。しかし、探索的分析を行った際に条件を変更したところ、新しい条件である他因条件のみ、関係性評価に対しても方略に対する自己評価に対しても、一方的表出が有意な正の効果が見られた。

考察・結論

仮説は支持されなかったが探索的分析で正の有意な効果が見られた。条件を変更したことで有意な効果が出た背景には、他責条件と自責条件で特定の質問にて回答分布の違いがある。他責条件では相手に原因があると回答する割合が予想通り高かったが、自責条件では自分に原因があると回答する割合が低かった。このことから被験者は、怒りの場면을想起する際、相手に原因がある場면을想起しやすい可能性が示唆される。